

## (事前公表)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年9月27日

### 1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 奈良県庁施設外就労推進事業委託  
※ 詳細は別添仕様書のとおり

### 2 契約の相手方の選定基準

県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業のうち、同条第14項に規定する就労継続支援を行う者であり、同法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型を運営する者。

### 3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2者以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

### 4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県福祉医療部障害福祉課
- (2) 提出期限 令和6年10月9日(水)午後5時
- (3) その他

#### ① 見積書には、次の書類を添付してください。

- ア 指定障害者サービス事業所指定通知書の写し
- イ 事業所全体の組織体制表〔様式任意〕
- ウ 本事業における施設外就労の実施体制表(本事業の施設外就労に従事する事業所利用者の人数についても記載すること。)[様式任意]
- エ 個人情報保護等情報管理体制(個人情報等の管理規定、個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修計画等)[様式任意]
- オ 「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」に基づく確約書〔様式1〕

#### ② 当該見積書が次に掲げる場合に該当するときは、無効となりますのでご注意ください。

- ア 上記2に該当しない者が提出した見積書である場合
- イ 記名押印を欠く見積書である場合
- ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書である場合
- エ 価格を加除訂正した見積書である場合
- オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
- カ ①の書類が添付されていない見積書である場合

### 5 契約事務を担当する所属

奈良県福祉医療部障害福祉課共生推進係

住所：奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8922（ダイヤルイン）

FAX：0742-22-1814

6 契約の解除等について

- (1) 契約の相手方の決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
  - ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
  - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
  - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。